



埋立処分、焼却処分手数料の改定案について

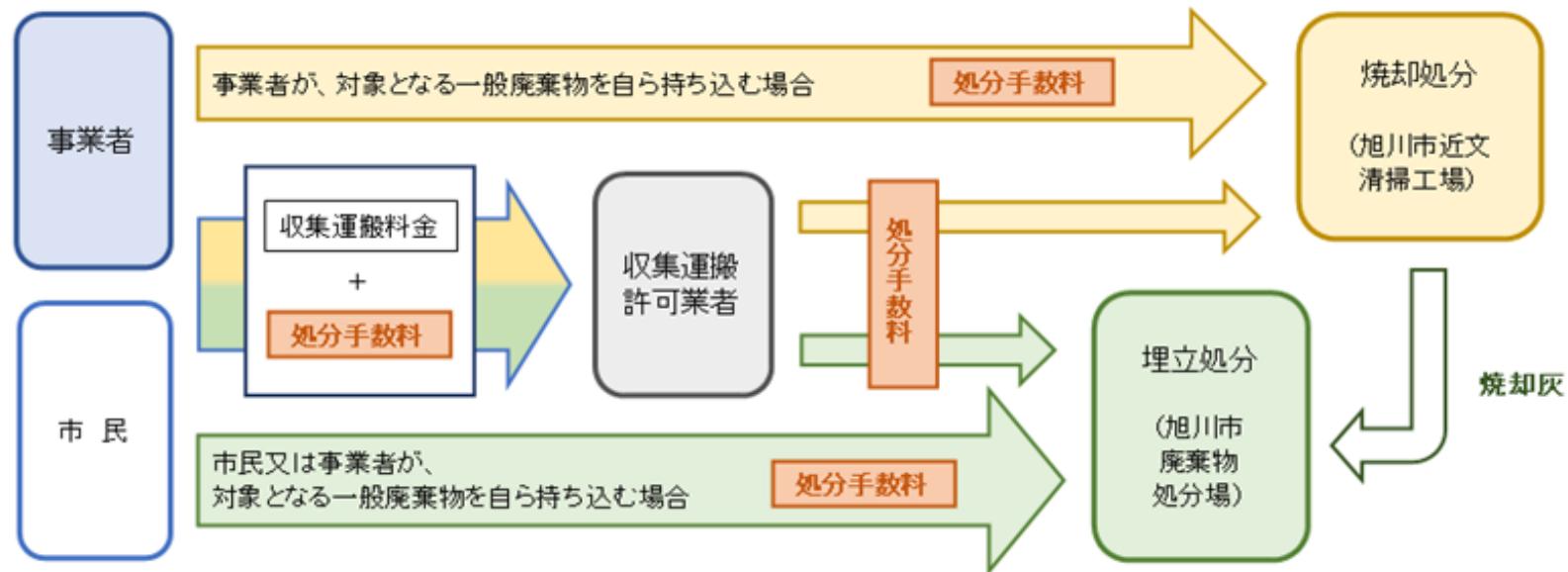
令和 7 年 1 1 月 2 5 日
旭川市環境部

ASAHIKAWA CITY

手数料改定の対象となる一般廃棄物と排出者

手 数 料	対象となる一般廃棄物	排 出 者
ごみ埋立処分手数料	家庭の引越ごみ等多量・臨時ごみで自己搬入するもの又は委託された一般廃棄物収集運搬業者が搬入するもの	対象となる一般廃棄物を排出する市民
	事業者が排出する燃やせないごみで自己搬入するもの又は委託された一般廃棄物収集運搬業者が搬入するもの	対象となる一般廃棄物を排出する事業者
ごみ焼却処分手数料	事業者が排出する燃やせるごみで自己搬入するもの又は委託された一般廃棄物収集運搬業者が搬入するもの	

●手数料改定の対象となる一般廃棄物と排出者（イメージ図）



家庭ごみの搬入量

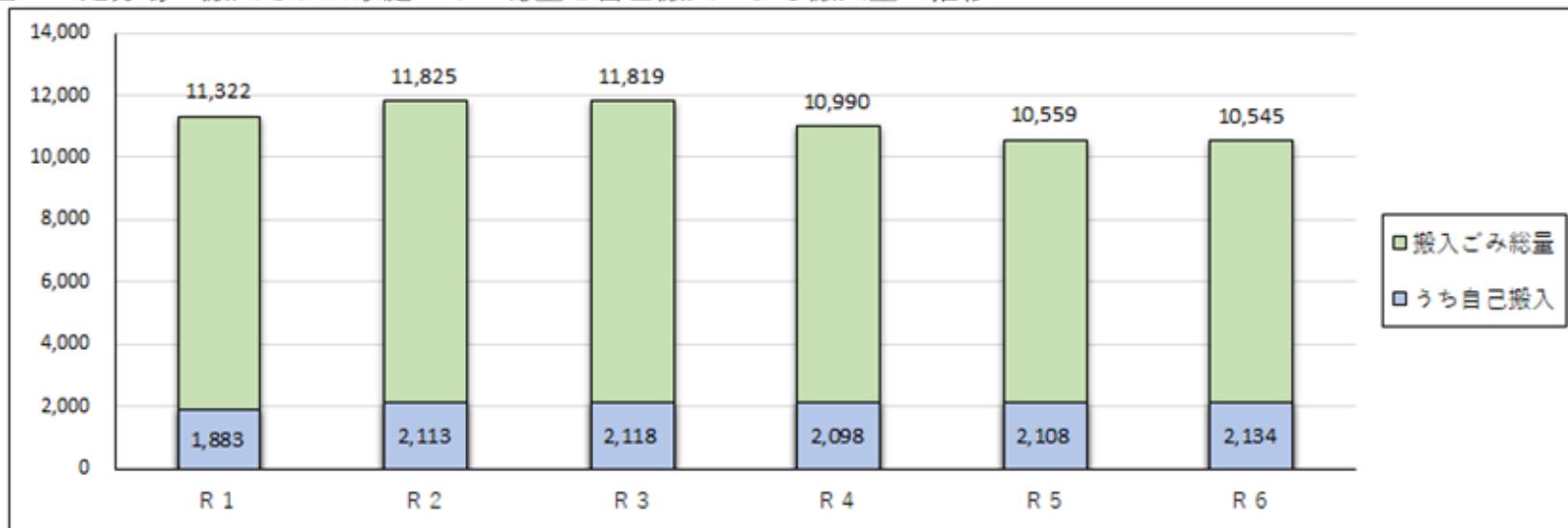


旭川市廃棄物処分場で埋立処分をするために搬入された家庭ごみの総量と、市民が引っ越し等により一時的に多量のごみを自己搬入した量の推移を表1及び図1に示す。

表1 処分場に搬入された家庭ごみの総量と自己搬入による搬入量の推移

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
家庭ごみ総量（処分場搬入分）【t】	11,321.85	11,824.57	11,819.14	10,989.56	10,558.91	10,545.22
うち、自己搬入された量【t】	1,882.53	2,113.19	2,118.28	2,097.73	2,107.92	2,133.71
家庭ごみにおける自己搬入の割合	16.63%	17.87%	17.92%	19.09%	19.96%	20.23%

図1 処分場に搬入された家庭ごみの総量と自己搬入による搬入量の推移



※家庭ごみの総量は令和2年度をピークに減少しているが、自己搬入量は令和2年度以降は横ばいである。
(家庭ごみ全体における自己搬入の占める割合が年々上昇している)

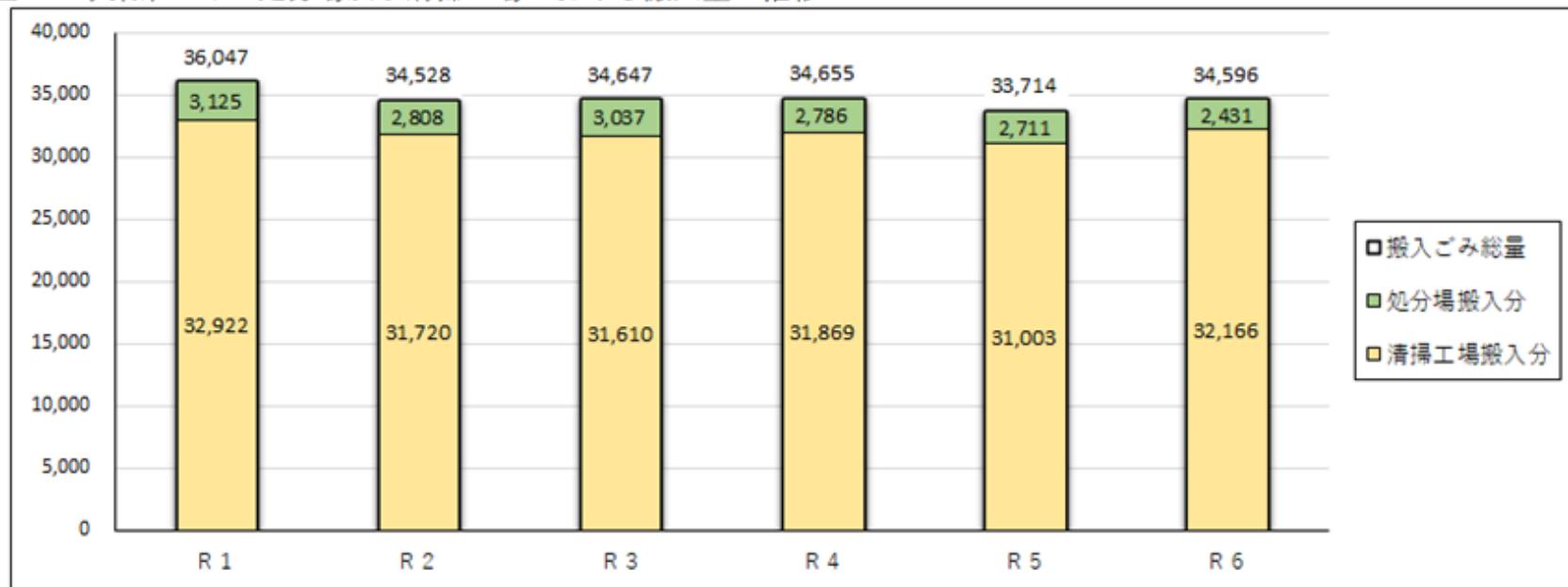
事業系ごみの搬入量

事業系ごみの旭川市廃棄物処分場及び旭川市近文清掃工場への搬入量の推移を表2及び図2に示す。

表2 事業系ごみの処分場及び清掃工場における搬入量の推移

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
事業系ごみ（処分場搬入分）【t】	3,124.94	2,807.87	3,037.31	2,785.74	2,711.46	2,430.62
事業系ごみ（清掃工場搬入分）【t】	32,921.85	31,720.48	31,609.65	31,869.48	31,002.91	32,165.80
事業系ごみ 合計 【t】	36,046.79	34,528.35	34,646.96	34,655.22	33,714.37	34,596.42

図2 事業系ごみの処分場及び清掃工場における搬入量の推移



※令和元年度から令和2年度にかけては処分場・清掃工場ともに減少したが、以降は概ね横ばいとなっている。



手数料コストの算定

(1) ごみ埋立処分手数料

令和4年度から令和6年度までの需用費や業務委託料などの経常的経費、手数料の徴収事務に係る人件費、旭川市廃棄物処分場の減価償却費などの資本的経費の合計から、資源物の売却収入を控除して算定したごみ埋立処分手数料コストを表3に示す。

表3 ごみ埋立処分量と手数料コストの推移

	R 2 (前回改定時)	R 4	R 5	R 6
ごみ埋立処分量 (t)	22,089.55	20,872.96	19,819.15	20,222.64
手数料コスト (円／10kg)	224	241	273	276
平均額 (円未満切捨)	—		263	
ごみ埋立処分手数料 (円／10kg)	156	156	156	156
排出者負担割合	69.6%	64.7%	57.1%	56.5%

(2) ごみ焼却処分手数料

令和4年度から令和6年度までの需用費や業務委託料などの経常的経費、手数料の徴収事務などに係る人件費、旭川市近文清掃工場の減価償却費である資本的経費の合計から、売電収入や場外施設への電力・熱供給分を控除して算定したごみ焼却処分手数料コストを表4に示す。

表4 ごみ焼却処分量と手数料コストの推移

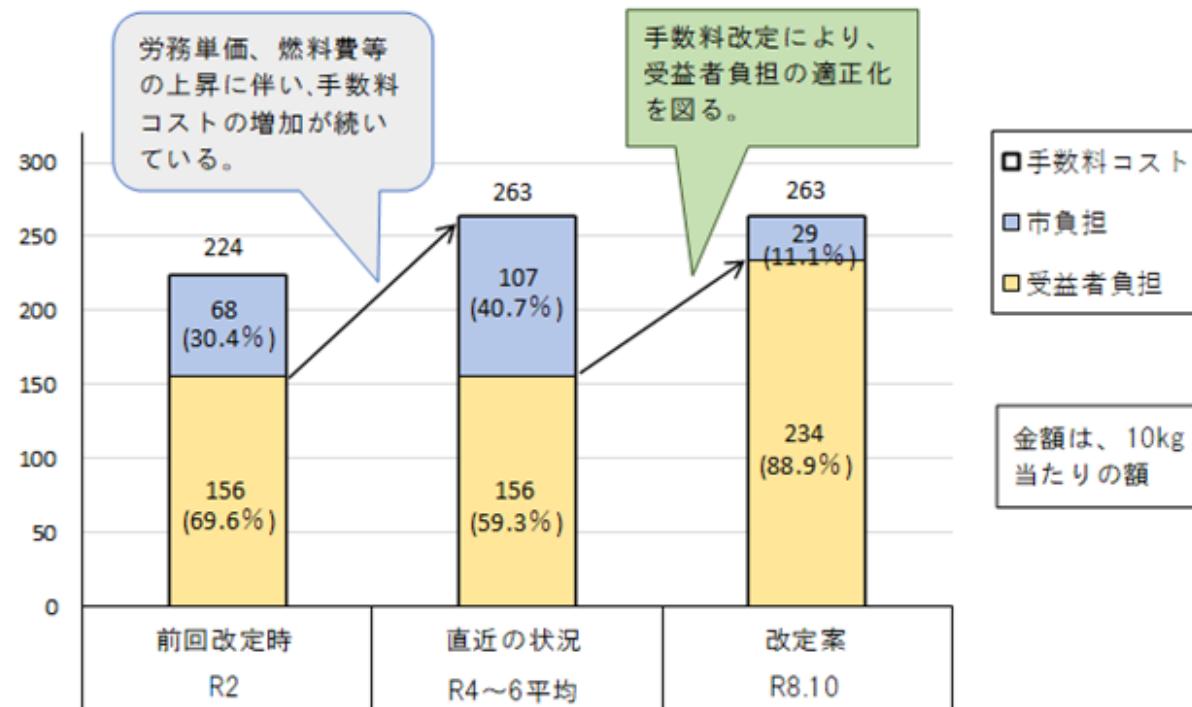
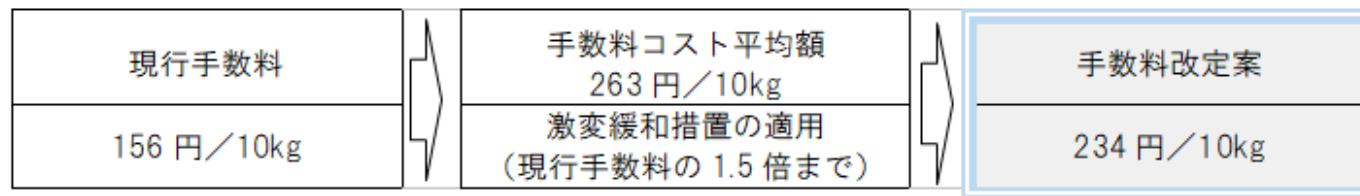
	R 2 (前回改定時)	R 4	R 5	R 6
ごみ焼却処分量 (t)	30,575.06	31,039.74	30,635.27	30,629.48
手数料コスト (円／10kg)	83	103	111	119
平均額 (円未満切捨)	—		111	
ごみ焼却処分手数料 (円／10kg)	83	83	83	83
排出者負担割合	100%	80.5%	74.7%	69.7%

ごみ埋立・焼却処分手数料の改定案



(1) ごみ埋立処分手数料

令和4年度から令和6年度までの手数料コストの平均額は、現行のごみ埋立処分手数料の1.5倍を超えており、受益と負担の適正化に向けた取組指針（改訂版）に基づき、激変緩和措置を適用し、ごみ埋立処分手数料の改定案を234円／10kgとする。

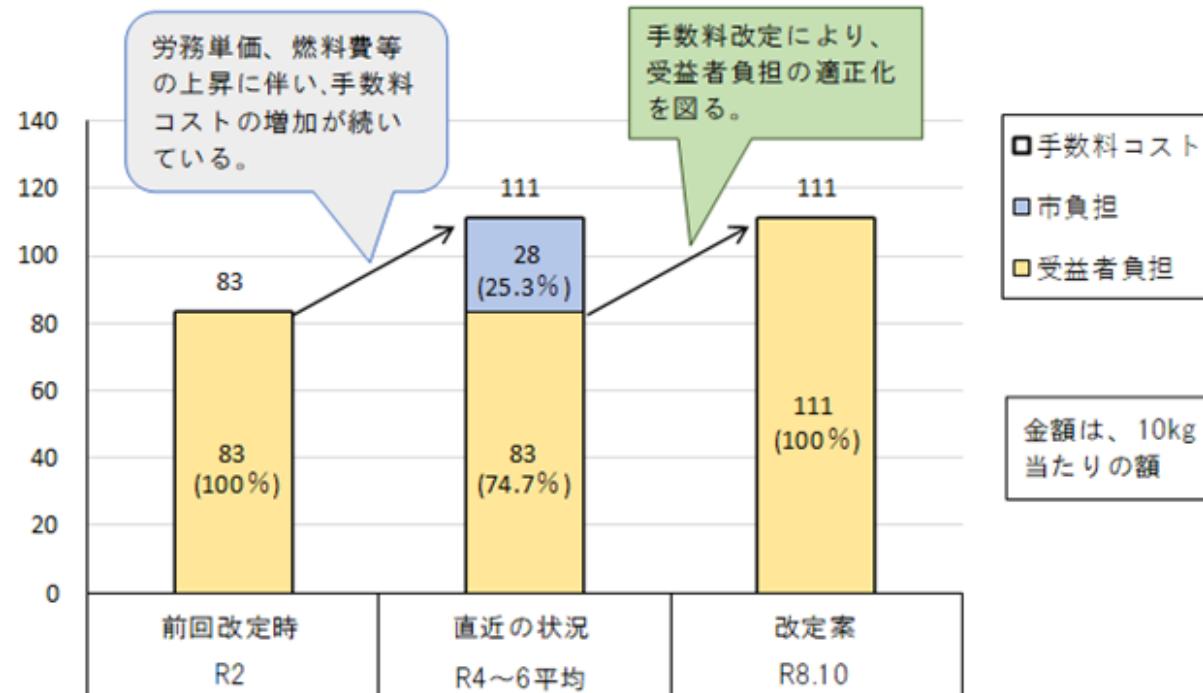
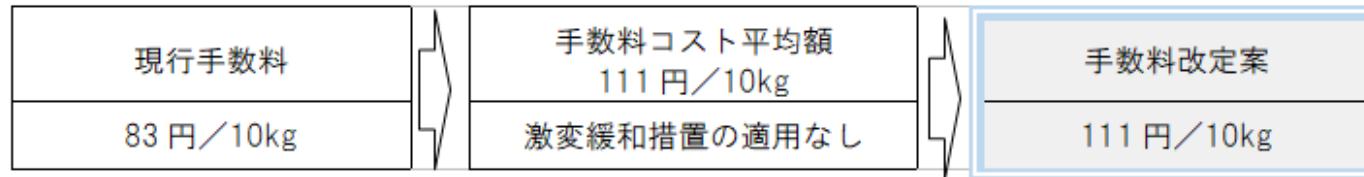


ごみ埋立・焼却処分手数料の改定案



(2) ごみ焼却処分手数料

令和4年度から令和6年度までの手数料コストの平均額である111円／10kgをごみ焼却処分手数料の改定案とする。





道内主要都市の状況

	10kg ごとの手数料		備 考	減免の状況	
	埋立処分	焼却処分		埋立処分	焼却処分
旭川市	234 円	111 円	見直し案	生活保護世帯減免 の在り方について 検討を進める	現行どおり
	156 円	83 円	現行	生活保護、天災、火 災(家庭系のみ)	—
札幌市	200 円	200 円	令和 8 年 1 月 1 日からそれぞれ 210 円に改定		
函館市	103.4 円	103.4 円	家庭系は 26.4 円	低所得者、火災(家庭系のみ)、天災	
釧路市	84 円	84 円		災害	
苫小牧市	140 円	140 円		災害(家庭系のみ)	
帶広市	170 円	170 円		災害	
小樽市	71 円	71 円	家庭系直接搬入なし		
北見市	100 円	100 円	令和 8 年 10 月 1 日からそれぞれ 150 円 (家庭系は 70 円) に改定	生活保護、災害	
江別市	200 円	200 円	家庭系は 150 円	生活保護、災害等(家庭系ごみ)	
室蘭市	180 円	180 円		災害	



手数料改定による影響額

(1) ごみ埋立処分手数料の搬入量別モデルケース

搬入量	現行手数料(A)	改定案(B)	差額(B)-(A)
100 kg	1,560 円	2,340 円	780 円
500 kg	7,800 円	11,700 円	3,900 円
2,000 kg	31,200 円	46,800 円	15,600 円

(2) ごみ焼却処分手数料の搬入量別モデルケース

搬入量	現行手数料(A)	改定案(B)	差額(B)-(A)
1,000 kg	8,300 円	11,100 円	2,800 円
3,000 kg	24,900 円	33,300 円	8,400 円
5,000 kg	41,500 円	55,500 円	14,000 円